

# 協 同 組 合 檢 查 實 施 要 項

(参考)

目 次

第 1 趣旨	1
第 2 定義	2
第 3 検査の種類	3
1 法的根拠による分類	3
(1) 請求検査	3
(2) 認定検査	3
(3) 隨時検査	3
(4) 常例検査	3
(5) 子会社検査	3
(6) 信用事業受託者検査	3
(7) 共済代理店検査	4
(8) 受託者検査	4
(9) 要請検査	4
(10) 取引時確認等検査	4
(11) 振り込め詐欺救済手続検査	4
(12) 特定信用事業電子決済等代行業者等検査	4
(13) 指定紛争解決機関検査	4
(14) 休眠預金等活用検査	4
(15) 個人番号の利用による口座管理等検査	4
2 検査実施範囲による分類	7
(1) 全面検査	7
(2) 部分検査	7
(3) 事後確認検査	7
3 検査実施機関による分類	7
(1) 単独検査	7
(2) 合同検査	7
(3) 共同検査	7
第 4 検査の方法	7
1 年間検査計画の策定	7

(1) 計画的かつ重点的検査の実施	7
(2) 部分検査の適用	7
(3) 支所検査の計画的実施	7
(4) 行政庁と組合監査との報告	7
(5) 検査計画の報告	7
<b>2 検査の実施</b>	<b>8</b>
(1) 検査対象期間	8
(2) 検査基準日	8
(3) 検査命令書及び身分証明書の提示並びに検査通告書の交付	8
(4) 経営管理上の問題点の把握	8
(5) 外部確認の実施	8
(6) 資産分類（資産査定）の徹底	8
(7) 含み益及び含み損の把握	9
(8) 損益及び資金繰りの重視	9
(9) 不正、不当、誤びゅうの究明	9
(10) 検査の検証手続、着眼事項等	9
(11) 子会社検査等の実施	9
<b>3 検査結果についての意見聴取</b>	<b>10</b>
<b>4 検査講評</b>	<b>10</b>
<b>5 農水産業協同組合貯金保険機構との連携</b>	<b>10</b>
(1) 農水産業協同組合貯金保険機構による検査の実施	10
(2) 検査結果の通知等	10
<b>第5 検査重点事項</b>	<b>10</b>
<b>1 総括的事項</b>	<b>10</b>
(1) 経営管理の適正化	10
(2) 法令等遵守態勢の適正化	11
(3) 組織運営の適正化	11
(4) 業務執行体制の整備	11
(5) 監事監査及び内部検査の機能強化	11
(6) 不正・不当事件の未然防止	11
(7) 資産の健全性	12
(8) 財務の健全性	12
(9) 子会社等の管理の適正化	12
(10) 電算業務の適正な運営と事故防止	12

2 事業別の重点事項	12
(1) 信用事業	12
(2) 共済事業	13
(3) 経済事業	14
(4) 厚生事業	15
(5) 指導事業	15
(6) 農業・漁業信用基金協会関係	16
第 6 検査の事後処理	16
1 検査書の交付	16
(1) 検査書の作成	16
(2) 検査書交付の方法	16
2 指導監督部局以外の行政部局への通知	16
3 事後確認検査の実施	17
第 7 農林水産省検査報告	17

- 別添1 外部確認要領
- 別添2 預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル
- 別添2の2 系統金融検査マニュアル別冊〔農林漁業者・中小企業融資編〕
- 別添2の3 系統金融機関等に係るシステム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト
- 別添3 預貯金等受入系統金融機関及び共済事業を行う協同組合連合会における  
経済事業資産及び外部出資の自己査定及び償却・引当に関する検査基準
- 別添4 共済事業実施機関に係る検査マニュアル
- 別添5 資産分類要領（信用事業を行う組合等及び共済事業を行う協同組合連合会以外の組合等を対象）
- 別添6 農業協同組合検査実施要領例
- 別添7 森林組合検査実施要領例
- 別添8 水産業協同組合検査実施要領例
- 別添9 信用事業を行う協同組合連合会検査実施要領
- 別添10 共済事業を行う協同組合連合会検査実施要領
- 別添11 経済事業を行う農業協同組合連合会に係る検査マニュアル
- 別添12 森林組合連合会及び経済事業を行う漁業協同組合連合会等に係る検査マニュアル
- 別添13 医療事業等を行う農業協同組合連合会に係る検査マニュアル
- 別添14 組織変更後連合会（都道府県農業協同組合中央会）検査実施要領
- 別添15 信用基金協会検査実施要領
- 別添16 子会社検査要領（第4の2の(11)関係）
- 別添17 共済代理店検査要領（第4の2の(11)関係）
- 別添18 部分検査要領（第4の2の(11)関係）
- 別添19 隨時検査要領（第4の2の(11)関係）
- 別添20 2者要請検査要領（第4の2の(11)関係）
- 別添21 事後確認検査要領（第4の2の(11)関係）
- 別添22 合同検査要領（第4の2の(11)関係）
- 別添23 共同検査要領（第4の2の(11)関係）
- 別記様式1 事後確認検査の検査書（第6の1の(1)関係）
- 別記様式2 農林水産省検査報告様式（第7関係）
- 別記様式3 農水産業協同組合貯金保険機構への通知文様式（第4の5の(1)関係）

(別 冊)

## 協同組合検査実施要項

平成9年10月1日付け9組検第3号

大臣官房協同組合検査部長通知

(最終改正 令和8年1月1日)

### 第1 趣旨

次に掲げる法律の規定により組合等に対して行政庁が行う検査（以下「検査」という。）は、農林水産省協同組合等検査規程（平成23年農林水産省訓令第20号）及び農林水産省協同組合等検査基本要綱（平成23年9月1日付け検査第1号農林水産省大臣官房検査部長通知）によるほか、この要項の定めるところによる。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の25において読み替えて準用する保険業法（平成7年法律第105号）第305条、農業協同組合法第92条の4において読み替えて準用する銀行法（昭和56年法律第59号）第52条の54、農業協同組合法第92条の5の9において読み替えて準用する銀行法第52条の61の15、農業協同組合法第92条の8において読み替えて準用する銀行法第52条の81、農業協同組合法第92条の9において読み替えて準用する保険業法第308条の21及び農業協同組合法第94条第1項から第5項まで
- (2) 森林組合法（昭和53年法律第36号）第111条第1項から第5項まで
- (3) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第108条において読み替えて準用する銀行法第52条の54、水産業協同組合法第117条において読み替えて準用する銀行法第52条の61の15、水産業協同組合法第120条において読み替えて準用する銀行法第52条の81、水産業協同組合法第121条において読み替えて準用する保険業法第308条の21及び水産業協同組合法第123条第1項から第5項まで
- (4) 農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第84条第1項及び第2項、同法第95条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の54、農林中央金庫法第95条の5の10において読み替えて準用する銀行法第52条の61の15並びに農林中央金庫法第95条の8において読み替えて準用する銀行法第52条の81
- (5) 農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第56条
- (6) 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第66条
- (7) 農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第46条第1項並びに第117条第1項及び第2項
- (8) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第64条第1項及び独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第20条第1項
- (9) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第16条第1項
- (10) 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）第36条第1項及び第2項
- (11) 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号）第42条第5項において読み替えて準用する銀行法第52条の54
- (12) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平

成28年法律第101号) 第44条第1項及び第2項

- (13) 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和3年法律第39号) 第21条第1項

## 第2 定義

1 この要項において「組合」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会、都道府県農業協同組合中央会（組織変更後連合会）及び農事組合法人  
(2) 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会  
(3) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業協同組合連合会

2 この要項において「組合等」とは、組合及び次に掲げる者をいう。

- (1) 農林中央金庫（農林中央金庫代理業者を含む。）  
(2) 農業信用基金協会及び漁業信用基金協会  
(3) 独立行政法人農林漁業信用基金  
(4) 農水産業協同組合貯金保険機構  
(5) 農業協同組合法第93条第2項に規定する子会社等、信用事業受託者（特定信用事業代理業者その他信用事業に関し組合から委託を受けた者をいう。以下同じ。）及び共済代理店、森林組合法第110条第2項に規定する子会社等、水産業協同組合法第122条第2項に規定する子法人等、信用事業受託者及び共済代理店並びに農林中央金庫法第83条第2項に規定する子法人等及び農林中央金庫から業務の委託を受けた者（農林中央金庫代理業者を除く。）  
(6) 農業信用保証保険法第55条、中小漁業融資保証法第65条、独立行政法人農林漁業信用基金法第20条第1項及び農水産業協同組合貯金保険法第46条第1項に規定する受託者（以下「受託者」という。）  
(7) 農業協同組合法第92条の5の3第1項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（当該特定信用事業電子決済等代行業者から業務の委託を受けた者を含む。）及び同法第92条の5の8第1項に規定する特定信用事業電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者（当該電子決済等代行業者から業務の委託を受けた者を含む。）、水産業協同組合法第111条第1項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者（当該特定信用事業電子決済等代行業者から業務の委託を受けた者を含む。）及び同法116条第1項に規定する特定信用事業電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者（当該電子決済等代行業者から業務の委託を受けた者を含む。）並びに農林中央金庫法第95条の5の3第1項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者（当該特定信用事業代理業者から業務の委託を受けた者を含む。）及び同法第95条の5の9第1項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者（当該農林中央金庫電子決済等代行業者から業務の委託を受けた者を含む。）  
(8) 農業協同組合法第92条の8第1項に規定する指定信用事業等紛争解決機関（当該指定信用事業等紛争解決機関から業務の委託を受けた者を含む。）、同法第92条の

9 第1項に規定する指定共済事業等紛争解決機関（当該指定共済事業等紛争解決機関から業務の委託を受けた者を含む。）、水産業協同組合法第120条第1項に規定する指定信用事業等紛争解決機関（当該指定信用事業等紛争解決機関から業務の委託を受けた者を含む。）、同法第121条第1項に規定する指定共済事業等紛争解決機関（当該指定共済事業等紛争解決機関から業務の委託を受けた者を含む。）及び農林中央金庫法第95条の6第1項第8号に規定する指定紛争解決機関（当該指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者を含む。）（以下「指定紛争解決機関等」という。）

3 この要項において「単位組合」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 農業協同組合
- (2) 森林組合
- (3) 漁業協同組合
- (4) 水産加工業協同組合

### 第3 検査の種類

検査を、その法的根拠、検査実施範囲及び検査実施機関により、次のとおり分類する。

#### 1 法的根拠による分類

- (1) 請求検査  
組合員又は会員の請求による検査
- (2) 認定検査  
法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反する疑いがあると認めるときに行う検査
- (3) 隨時検査  
組合等の事業の健全な運営を確保するために行政庁が必要があると認めるときに行う検査
- (4) 常例検査  
毎年1回を常例として行う検査
- (5) 子会社検査

ア 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会、水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）又は農林中央金庫の業務又は会計の状況を検査する場合において、特に必要であると認めるとき当該組合等の子会社等又は子法人等に行う検査

イ 農水産業協同組合貯金保険法第117条第2項の規定に基づく農水産業協同組合の立入検査において、特に必要があると認めるとき当該農水産業協同組合の子会社に行う立入検査

#### (6) 信用事業受託者検査

特定信用事業代理業者の特定信用事業代理業、農林中央金庫代理業者の農林中央金庫代理業又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及

び強化に関する法律第42条第1項の規定により農業協同組合が行う事業若しくは同条第2項の規定により漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合が行う事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときに行う検査並びに農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）又は農林中央金庫の業務又は会計の状況を検査する場合において、当該組合等の信用事業受託者又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者（農林中央金庫代理業者を除く。）の検査が特に必要であるときに行う検査

(7) 共済代理店検査

全国共済農業協同組合連合会の共済代理店の検査が必要であると認めるときに行う検査又は農業協同組合若しくは全国共済農業協同組合連合会又は水産業協同組合（漁業生産組合、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会を除く。）の業務又は会計の状況を検査する場合において、当該組合の共済代理店の検査が特に必要であると認めるときに行う検査

(8) 受託者検査

ア 農業信用基金協会又は漁業信用基金協会の受託者の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の处分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑いがあると認めるときに行う検査

イ 独立行政法人農林漁業信用基金又は農水産業協同組合貯金保険機構の受託者に対する立入検査

ウ 農水産業協同組合貯金保険法第117条第2項の規定に基づく農水産業協同組合の立入検査において、特に必要があると認めるとき当該農水産業協同組合から業務の委託を受けた者に行う立入検査

(9) 要請検査

隨時検査のうち、信用事業又は共済事業を行う組合について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認めるときに行う検査

(10) 取引時確認等検査

犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条第1項に規定する立入検査

(11) 振り込め詐欺救済手続検査

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第36条第1項及び第2項に規定する立入検査

(12) 特定信用事業電子決済等代行業者等検査

農業協同組合法又は水産業協同組合法に基づく特定信用事業電子決済等代行業者及び特定信用事業電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が行う特定信用事業電子決済等代行業並びに農林中央金庫法に基づく農林中央金庫電子決済等代行業者及び農林中央金庫電子決済等代行業を営む電子決済等代行業者が行う農林中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときに行う検査

(13) 指定紛争解決機関検査

農業協同組合法、水産業協同組合法及び農林中央金庫法に基づく指定紛争解決機関等が行う紛争解決等業務の公正かつ的確な遂行のため必要があると認めるときに

## 行う検査

### (14) 休眠預金等活用検査

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第44条

第1項及び第2項に規定する立入検査

### (15) 個人番号の利用による口座管理等検査

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

第21条第1項に規定する立入検査

各法律の根拠条文は次のとおり。

	農協法	森組法	水協法	中金法	農業保証法	漁業保証法	通則法	貯保法	犯収法	振り込め詐欺救済法	再編強化法	休眠預金等活用法	口座管理条例法
請求検査	第94条 第1項	第111条 第1項	第123条 第1項	—	第56条 第1項	第66条 第1項	—	—	—	—	—	—	—
認定検査	第94条 第2項	第111条 第2項	第123条 第2項	—	第56条 第2項	第66条 第2項	—	—	—	—	—	—	—
随時検査	第94条 第3項	第111条 第3項	第123条 第3項	第84条 第1項	—	—	第64条 第1項	第46条 第1項、 第117条 第1項	—	—	—	—	—
常例検査	第94条 第4項	第111条 第4項	第123条 第4項	—	第56条 第3項	第66条 第3項	—	—	—	—	—	—	—
子会社検査	第94条 第5項	第111条 第5項	第123条 第5項	第84条 第2項	—	—	—	第117条 第2項	—	—	—	—	—
信用事業受託者検査	第92条の4 において読み替えて準用する銀行法第52条の54、第94条第5項	— 第108条において読み替えて準用する銀行法第52条の54、第123条第5項	第84条第2項、第95条の4において読み替えて準用する銀行法第52条の54	—	—	—	—	—	—	—	第42条第5項において読み替えて準用する銀行法第52条の54	—	—
共済代理店検査	第11条の25において読み替えて準用する保険業法第305条第1項、第94条第5項	—	第15条の10において読み替えて準用する保険業法第305条、第123条第5項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

受託者検査	—	—	—	—	第56条 第2項	第66条 第2項	信用基 金法第2 0条第1 項	第46条第 1項、第1 7条第2 項	—	—	—	—	—
要請検査	第98条 第1項	—	第127条 第1項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取引時確認等検査	—	—	—	—	—	—	—	—	第16条 第1項	—	—	—	—
振り込め詐欺救済手続検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第36条 第1項 及び第 2項	—	—	—
特定信用事業電子決済等代行業者等検査	第92条の5 の9において読み替え て準用する 銀行法第52 条の61の15	—	第117条に おいて読み替 えて準用す る銀行法 第52条の61 の15	第95条の5 の10において読み替 えて準用す る銀行法第5 2条の81、第 121条におい て読み替 えて準用す る銀行法第52 条の81	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指定紛争解決機関検査	第92条の8 において読み替 えて準用す る銀行 法第52条の 81、第92条 の9におい て読み替 えて準用す る保険業法第 308条の21	—	第120条にお いて読み替 えて準用す る銀行法第5 2条の81、第 121条におい て読み替 えて準用す る保険業法第 308条の21	第95条の8 において読み替 えて準用す る銀行法第5 2条の81、第 121条におい て読み替 えて準用す る保険業法第 308条の21	—	—	—	—	—	—	—	—	—
休眠預金等活用検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第44条 第1項 及び第 2項	—
個人番号による口座管理等検査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第21条 第1項

(注) 農協法=農業協同組合法、森組法=森林組合法、水協法=水産業協同組合法、中

金法＝農林中央金庫法、農業保証法＝農業信用保証保険法、漁業保証法＝中小漁業融資保証法、通則法＝独立行政法人通則法、信用基金法＝独立行政法人農林漁業信用基金法、貯保法＝農水産業協同組合貯金保険法、犯収法＝犯罪による収益の移転防止に関する法律、振り込め詐欺救済法＝犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律、再編強化法＝農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律、休眠預金等活用法＝民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律、口座管理法＝預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律

## 2 検査実施範囲による分類

### (1) 全面検査

検査対象組合等の全部門について行う検査

### (2) 部分検査

あらかじめ特定した事項又は検査官及び検査に従事する職員（以下「検査員」という。）が検査に臨み必要と認め選択した事項について行う検査

### (3) 事後確認検査

認定検査、随時検査又は常例検査を実施した組合等を対象として、検査実施後一定期間内に検査で指摘した事項の是正又は改善の状況を確認するために行う検査

## 3 検査実施機関による分類

### (1) 単独検査

検査実施機関（農林水産省、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県の区分による。）が単独で行う検査

### (2) 合同検査

農林水産省と内閣府沖縄総合事務局が合同して行う検査

### (3) 共同検査

農林水産省及び内閣府沖縄総合事務局と農林水産省及び内閣府沖縄総合事務局以外の機関が共同して行う検査

## 第4 検査の方法

### 1 年間検査計画の策定

#### (1) 計画的かつ重点的検査の実施

年間検査計画の策定に当たっては、全面検査、部分検査及び事後確認検査を有機的に組み合わせて策定するとともに、検査実施率の向上及び一定の検査周期の確保に努める。

また、経営内容等に問題のある組合等に対しては、他の組合等に優先し、重点的に検査を実施するよう努める。

#### (2) 部分検査の適用

検査は全面検査を基本とするが、検査を効率的に実施するため、部分検査を適用してもよいものとする。

#### (3) 支所検査の計画的実施

検査は、本所のほか支所を対象に計画的に実施するものとする。

(4) 行政庁検査と組合監査との調整

行政庁が行う検査と森林組合連合会が行う監査（以下「組合監査」という。）との連携を図り、行政庁検査（事後確認検査を除く。）と組合監査の実施時期が重複することのないよう配慮する。

(5) 検査計画の報告

大臣官房検査・監察部長（以下「検査・監察部長」という。）は、必要に応じ、内閣府沖縄総合事務局長が策定した年間検査計画の提出を求めるものとする。

## 2 検査の実施

(1) 検査対象期間

検査は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの組合等の業務及び会計の状況について行う。ただし、特に必要があると認められる場合には、検査基準日の属する事業年度の前事業年度開始の日前及び検査基準日後の組合等の業務及び会計の状況についても検査を行うことができる。

(2) 検査基準日

ア 検査基準日は、検査に着手した日（以下「検査着手日」という。）の前業務日とする。ただし、検査着手日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査着手日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

イ また、資産査定、償却・引当等、決算処理を伴う項目の検証については、組合の自己査定基準日（直前期の決算期末日）を検査基準日とする。ただし、検査実施日が直前期決算の決定のための理事会の開催日以前となる場合は、前々期の決算期末日を検査基準日とする。

(3) 検査命令書及び身分証明書の提示並びに検査通告書の交付

検査責任者は、検査に際して、検査対象組合等の理事その他の責任者から、当該検査に係る検査命令書の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

また、検査員は、当該検査に係る検査員であることを証するものとして農林水産省令で定める身分証明書を提示するとともに、当該検査に係る検査通告書を交付しなければならない。

なお、検査命令書は、検査終了後、検査報告書の最終頁に添付するものとする。

(4) 経営管理上の問題点の把握

検査責任者は、検査期間中、役員（組合にあっては代表理事、常勤理事、監事等、経営管理委員会を置く組合にあっては、経営管理委員会会長、代表理事、常勤理事、監事等、子会社にあっては社長、常勤取締役、監査役等、受託者にあっては経営管理委員会会長、代表理事、常勤理事、監事、社長、常勤取締役、監査役等、農林中央金庫にあっては経営管理委員会会長、理事長、副理事長、理事、監事等をいう。以下同じ。）から組合等の業務運営上の実情及び課題について聴取し、組合等の業務運営及び経営全般に係る問題点の所在について、把握に努めるものとする。

(5) 外部確認の実施

不正・不当事件を早期に発見し、損害の防止を図るため、検査の実施に当たって

必要と認めた場合には、検査対象組合等の債権・債務について組合員、会員又はその他の取引先に対し、その個人情報の保護等に十分に配慮した上で、書面調査、実地調査等により外部確認を行うものとする。

なお、外部確認は、「外部確認要領」（別添1）により行うものとする。

#### (6) 資産分類（資産査定）の徹底

検査に当たっては、①信用事業を行う組合等においては「預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル」（別添2。以下「系統金融検査マニュアル」という。）、系統金融検査マニュアル別冊〔農林漁業者・中小企業融資編〕（別添2の2）及び「預貯金等受入系統金融機関及び共済事業を行う協同組合連合会における経済事業資産及び外部出資の自己査定及び償却・引当に関する検査基準」（別添3。以下「経済事業資産等検査基準」という。）を、②共済事業を行う協同組合連合会においては「共済事業実施機関に係る検査マニュアル」（別添4。以下「系統共済検査マニュアル」という。）及び経済事業資産等検査基準を、③経済事業を行う組合においては「資産分類要領」（別添5）及び「経済事業を行う農業協同組合連合会に係る検査マニュアル」（別添11）又は「森林組合連合会及び経済事業を行う漁業協同組合連合会等に係る検査マニュアル」（別添12）を、④その他の組合等においては「資産分類要領」を用い、表面に表われていない損益を検討し、財務の実態を明らかにする。

また、資産分類の方式を平素活用することを通じて、組合等当事者の財務内容に関する認識をより正確ならしめ、自ら常に財産の推移に留意する習慣をつけさせる。

#### (7) 含み益及び含み損の把握

組合等の財務及び損益の真実性の観点から、負債勘定中の負債の性格を有しないもの、引当金の超過額等の含み益を把握する。

また、財務の健全性の観点から、帳簿外負債、引当金の不足額等の含み損を把握するとともに、その発生原因を検討する。

#### (8) 損益及び資金繰りの重視

組合等の経営収支の動向を把握し、健全な組合等運営を期するため、損益及び部門別損益の状況に一層留意し、とりわけ利益操作としての各種の計数操作が行われることのないよう十分留意する。

また、資金繰りについては、固定長期適合率、流動比率、貯払準備資産の保有状況その他を参酌しつつ、慎重にして計画的な配慮がなされているか十分検討する。

#### (9) 不正、不当、誤びゅうの究明

分類資産、簿外資産負債、含み益、不突合額等については、単に事務的な計数把握と集計に終わることなく、経緯、原因を究明し、不正、不当、誤びゅう（不整理を含む。）のいずれによるものであるか、責任の所在等について明らかにするよう努め、検査書において適切な指摘を行い、注意を喚起する。

#### (10) 検査の検証手続、着眼事項等

検査技能の差による検査成果の不均衡を是正し、検査精度の向上を図るため、別添2から別添15までに定める要領等による検証手続、着眼事項等についても十分配慮の上、検査の実施に当たるものとする。

なお、検査においては、合法性、合目的性及び合理性の視点から広く組合等の業務運営状況等を検証する必要がある。したがって、信用事業を行う組合等に対して農林水産行政上の観点から行う検査については、別添2の系統金融検査マニュアルに規定するもののほか、農林水産行政独自の観点からの検査項目は、別添2の2、別添2の3、別添3、別添6、別添8又は別添9の要領等によることに留意する。

#### (11) 子会社検査等の実施

子会社検査、共済代理店検査、部分検査、隨時検査、要請検査（ただし、要請検査のうち、都道府県知事の要請を受けて、農林水産大臣及び内閣総理大臣（金融庁長官）が当該都道府県知事と連携して実施する検査については、別に定める基準によるものとする。）、事後確認検査、合同検査及び共同検査の実施については、それぞれ別添16から別添23までに定める検査要領による。

### 3 検査結果についての意見聴取

検査員は、当該検査の終了に際して、検査によって明らかとなった事項について役員から意見を聴取することとしているが、職員の出席については、常勤理事（農林中央金庫にあっては理事長。以下同じ。）の裁量と責任に委ねることをあらかじめ常勤理事に連絡しておくものとする。

### 4 検査講評

検査責任者は、検査終了に際し、原則として、全役員（請求検査の場合は請求者を含む。）に対して講評を行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更することができる。

また、役員以外の者の出席については、役員の裁量と責任に委ねることをあらかじめ役員に連絡しておくものとする。

### 5 農水産業協同組合貯金保険機構との連携

#### (1) 農水産業協同組合貯金保険機構による検査の実施

農水産業協同組合貯金保険法第117条第6項に規定する農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）に行わせる検査については、大臣官房検査・監察部（以下「検査・監察部」という。）と機構が調整の上、実施対象機関、実施形態（同行・単独の別）等を決定するものとする。なお、同項に基づき農林水産大臣が機構に検査を行わせる場合の通知は、別記様式3による。

（注）「同行」とは、農林水産大臣から農水産業協同組合貯金保険法第117条第6項に基づき命令を受けた機構が、農林水産省の実施する検査に同行して検査を行うことをいう。

「単独」とは、農林水産大臣より農水産業協同組合貯金保険法第117条第6項に基づき命令を受けた機構が、単独で検査を行うことをいう。

#### (2) 検査結果の通知等

検査・監察部は機構からあらかじめ検査結果の報告を受けるものとし、その結果については機構に対し、組合等に通知させるものとする。

## 第5 検査重点事項

### 1 総括的事項

#### (1) 経営管理の適正化

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の基本理念（食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び農村の振興）及び水産基本法（平成13年法律第89号）の基本理念（水産物の安定供給の確保、水産業の健全な発展）の実現のために主体的に取り組むことが経営方針の中で明確に位置付けられているか検討する。

また、地域農林水産業、経済動向に即した事業計画等の樹立とその進行管理の状況、財務損益等経営内容の把握と問題事項の分析、経営改善への取組状況等を検証し、経営方針及び経営目標が明確にされ、その管理が適切に行われているか検討する。

#### (2) 法令等遵守態勢の確保

理事が、法令等遵守態勢の確保が経営上の重要な課題であることを認識し、誠実かつ率先垂範して取り組んでいるか、法令等遵守に係る基本方針を策定しているか、具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）等を策定し、実践しているか、法令等遵守の点検態勢が整備されているか等について検討する。

#### (3) 組織運営の適正化

総会（総代会）、地区別会議、集落座談会等の開催状況及びその内容、機関紙の発行状況、相談活動の状況等により組合員又は会員との結合状況を検証し、組合員又は会員の意向を反映した組織運営がなされているか検討する。

また、組合等の下部機関、協力組織等が十分に活動し得る体制となっているか検討する。

#### (4) 業務執行体制の整備

理事会（経営管理委員会を置く組合にあっては経営管理委員会及び理事会。子会社にあっては取締役会。受託者にあっては理事会又は取締役会。以下同じ。）の機能発揮、理事（経営管理委員会を置く組合にあっては経営管理委員及び理事。子会社にあっては取締役。受託者にあっては理事又は取締役。以下同じ。）の業務執行体制、理事間の協力関係、内部けん制態勢の状況等について検証するとともに、職務権限の妥当性、職員の人材養成確保の状況等について検討する。

なお、組合等の運営に係る重要事項についての理事会への情報提供の状況、これに対する理事会の判断の状況、理事会の決定事項の業務運営への反映状況等について検討する。

また、信用事業を行う組合の代表理事、経営管理委員を置く組合の理事、常勤役員（経営管理委員を除く。）及び参事又は農林中央金庫の理事及び常勤の監事は、法令上、他の法人の職務（常務）に従事し、又は事業を営むことについての一定の制限が課されているので、役員等の兼職、兼業の状況について検討する。

#### (5) 監事監査及び内部監査の機能強化

監事の職務執行体制、監事監査及び内部監査の実施状況、監査報告書・意見書等

の内容、指摘事項の改善のための取組状況等を検証し、監事監査及び内部監査の機能が十分に発揮されているか検討する。

また、仮決算時及び決算時における債権債務に係る外部確認の実施状況等を検証し、監事監査及び内部監査が正規の手続により実施されているか検討する。

#### (6) 不正・不当事件の未然防止

不正・不当事件の未然防止の観点から、業務分担の適正化、職務権限の明確化、内部けん制態勢の確立及びその機能発揮の状況を検討する。

特に、貸出しについては、不正・不当融資の防止の観点から、与信管理の状況、迂回融資・名義貸の有無等を重点的に検証する。

また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第150条第1項に基づき同法第146条第1項の規定による権限を農林水産大臣へ委任された組合等については、当該組合等が管理する個人情報が外部に流出し、犯罪等に悪用されることのないよう、当該組合等がその個人情報を「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号）その他関係ガイドライン等に沿って、取得の制限、利用目的による制限、安全管理措置、委託先の監督、個人情報の保護に関する法律の違反が発覚した場合の対応等を適切に行っているか検証する。

#### (7) 資産の健全性

融資における多額の資金の固定化の有無、担保・保証の徴求及びその保全状況、固定資産の稼働状況、資産価値の有無、組合等の資金・資産の運用に対する取組姿勢等の各般の面から、資産の健全性について検討するとともに、健全性の程度に応じて適切な措置が取られているか検討する。

#### (8) 財務の健全性

財務基盤の整備強化を図る観点から、自己資本の充実強化に対する取組状況を検討するとともに、設備投資を行うに際しての採算性の検討及び応益負担の導入の状況、既存施設及び外部出資の投資効率の向上対策、リース取引の導入及び利用の状況等について財務の健全性の観点から検討する。

#### (9) 子会社等の管理の適正化

子会社等、子法人等及び関連会社（この項において「子会社等」という。）の管理については、関係監督指針等の遵守励行状況、特に、設立後事業内容を拡大しているものは、組合の事業との関連性について検討し、既に設立の目的を達成したと認められるものについては、出資の引揚げ等所要の措置について検討する。

また、子会社等の経営が組合の財務・損益に重大な影響を与えるおそれのあるものについては、経営内容、管理体制等の問題事項が把握され、その管理が適切に行われているか検討する。

#### (10) 電算業務の適正な運営と事故防止

電算事務システムの安全確保対策が適正に行われているか検討するとともに、運用面での諸規程等の整備状況及びその遵守状況を検証し、事故防止のための管理体制が整備されているか検討する。

## 2 事業別の重点事項

### (1) 信用事業

#### ア 経営方針の樹立

信用事業は、組合員・会員・所属団体等（以下「組合員等」という。）の必要とする資金の供給を通じて、農林水産業の発展に極めて大きな役割を果たすことを踏まえ、基本的な経営方針として、農林水産業の健全な発展に資するべきこと及び組合員等のために最大の奉仕をすべきことが明確に位置づけられているか検証する。

また、その方針が役職員に周知されているか、実際の業務運営が当該方針に沿ったものとなっているか検討する。

#### イ 事業運営体制の確立

金融・資本市場の情勢変化は、組合等の財務・損益に大きな影響を与えることから、資金の調達と運用に係る適正なバランスの確保による信用事業収益の安定、資金運用方法の多様化によるリスクの発生に機動的かつ的確に対応する事業運営体制が整備されているか検討する。

また、組合においては、信用事業と指導事業の連携が確保されているか検討する。

さらに、研修の実施に当たっては、組合等は互いに協力しているか検討する。

#### ウ 貯金業務の適正化

貯金は組合の資金源の大半を占めるものであり、その取扱いの適否は、組合の信用を左右することとなるので、法令等に違反するいわゆる架空名義貯金、口座開設等に際して行う取引時確認の未実施、導入貯金等については厳しく指摘し、改善を促すとともに、定期貯金証書の発行及び管理の状況、外務員活動の状況等について事故防止の観点から検討する。

また、低コスト資金の吸収方策、貯金種類別の金利設定等が計画的に行われる体制となっているか検討する。

#### エ 貸出しの実行及び貸出債権の保全管理の適正化

貸出しについては、法令、定款、諸規程等の遵守状況及び融資姿勢、融資方針等を検証するとともに、貸出決定に当たって、地域の農林漁業振興計画に即して農林漁業の発展に資するものとなっているか、貸出先の業況の把握及び財務分析、返済財源、債権の保全・管理体制等について検討するほか、貸出先が特定業種に偏ったものとなっていないか検証する。

特に、貸出先に固定化負債を有する組合員（会員）がある場合には、その発生要因を把握するとともに、生産・経営指導部署や生活指導部署と連携して解消に努めているか検証する。

なお、公庫資金等の受託貸付金についても留意する。

#### オ 余裕金運用の適正化

組合における余裕金の運用については、法令、定款、諸規程等を遵守するとともに、理事会で定められた運用方針及び運用方法に基づき、安全性、収益性及び流動性のバランスに配慮しているか、並びに価格変動・金利・為替リスク等に配

慮した運用となっているか検討する。また、農林水産業の発展等のため組合員等への資金供給を第一義的に実施した後に行われているか検証する。

特に、有価証券等の運用については、投機的側面の強い取引や決算操作と認められる取引の有無、オフバランス取引の状況等について検討する。

さらに、リスク管理の対応状況、取引手続における職務権限の明確化、理事会に対する取引内容の報告状況等について検証する。

## (2) 共済事業

### ア 事業推進の適正化

事業推進目標及び事業推進状況を検証し、組合員の農林水産業、生活実態及び財産に応じた保障の提供と適切な推進活動が行われているか検討するとともに、奨励措置の妥当性について検討する。

### イ 共済事務の適正化

共済契約に係る共済掛金の収納、返戻金・割戻金等の処理、共済金支払い等共済資金勘定の的確性について検討するとともに、保全費・推進費の使途の妥当性について検討する。

### ウ 審査・査定業務の適正化

共済契約締結に当たっての危険選択及び共済者過失の防止の観点から、告知事項・通知事項の取扱いの適否を検討するとともに、共済事故に係る審査・査定業務が適正に行われているか検討する。

特に、入院共済金の支払い及び自動車事故等に係る審査・査定体制の確立、職務権限の行使、事務処理手続等が適正に行われているか検討するとともに、接近事故及び員外共済契約の引受け、支払いに係る処理が的確に行われているか検討する。

### エ 資産運用の適正化

資産運用については、法令、定款、諸規程等の遵守状況、運用方針の設定状況、執行体制、運用担当者の育成・確保等について検討する。

有価証券等については、取得・処分の妥当性、ポートフォリオ及び各種リスク管理体制の整備状況について検討する。

貸付金については、融資姿勢及び融資方針等を検討するとともに、貸付決定に当たって、貸付先の業況の把握及び財務分析、返済財源、債権の保全・管理体制等について検討するほか、貸付先が特定業種に偏ったものとなっていないか検証する。

運用不動産については、利回りの確保状況を検証し、計画利回りに達していないものについて、その原因を究明し、適切な対策が講じられているか検討するとともに、管理の適正化について検討する。

## (3) 経済事業

### ア 事業収支の安定確保

経済事業の部門収支の安定確保の観点から、購買、農林水産物の販売・加工等の部門収支の状況について検討するとともに、倉庫、自動車又は漁船の整備施設、購買店舗、加工工場、共販所等個別施設のうち不採算となっているものについて

は、組合員の利用の状況を参酌しつつ、施設の統廃合、要員の適正配置等の取組がなされているか検討する。

#### イ 購買事業の適正化

組合員の立場に立った事業推進の観点から、供給価格に関する価格修正、手数料、諸掛等の価格形成上の要素及び受入・支払奨励金の内容を検討するとともに、物流の合理化、中間経費の削減、品目の特性に応じた弾力的な事業展開等に対する取組がなされているか検討する。

#### ウ 販売事業の適正化

販売手数料の設定及び徴収の状況並びに出荷奨励金、推進費等の支払いの妥当性について検討するとともに、販売事業が生産・経営指導との有機的な連携の下に、消費者及び関係業界のニーズに的確に対応した取組となっているか検討する。

また、農林水産物の付加価値の向上を図るための加工部門については、マーケティング調査、事業の採算性の検討等を十分に行つた上で取り組んでいるか検討する。

なお、木材販売については、流域における木材の安定供給の観点から木材販売所の施設の整備状況を検討する。

#### エ 利用事業の適正化

共同利用施設の設置・運営に当たっては、組合員のニーズへの対応や施設の採算性に配慮した事業運営がなされているか検討する。

### (4) 厚生事業

#### ア 事業運営の適正化

農村医療及び老人福祉への取組状況、医療施設等の運営方針及び健康管理活動の実施状況等を検証し、会員及び組合員の意見を十分に反映した事業運営が行われているか検討する。

#### イ 財務の健全化と経営の安定

固定資産の投資状況をはじめ、厚生事業の推進について、財務の健全性及び経営の安定の見地から検討するとともに、計画的な事業実施を図り、自己資本の充実に努めているか検証する。

また、赤字病院等については、その原因を究明し、改善の方途について検討する。

#### ウ 体制整備及び事務管理

医療事業については、各医療施設において、医師及び看護師等の人員配置の状況並びに医療機器の整備状況等について、効率的、合理的な医療体制が確立されているか検討する。

また、医薬品、医療機具等の調達状況、診療報酬請求事務等について検証し、事務の管理統制機能が十分に発揮されているか検討する。

老人福祉事業については、社会福祉協議会等地域関係機関との機能分担を明確にし、地域行政との連携・調整を図りつつ、組合員ニーズに則して事業が実施されているか検討するとともに、介護等の活動を効果的に行うための人材の養成・確保及び財政面での安定状況について検討する。

## (5) 指導事業

### ア 生産・経営指導体制の強化

地域の農林漁業の振興を図る観点から、組合員の意向を反映した生産組織等の育成等について計画的に取り組んでいるか検討するとともに、理事が生産・経営指導の重要性を十分に認識し、指導員の育成を含めた生産・経営指導体制の強化に取り組んでいるか検討する。

また、組合員への技術及び経営指導の状況について指導部署と信用事業・経済事業等他部署との有機的連携の状況等を検討し、総合的な事業展開を通じ、組合員の経営上の課題の解決を図っていくような事業運営を行っているか検討する。

### イ 組織整備及び経営指導の推進

経営計画及び中長期計画、都道府県組織整備実行方策等を十分検討し、組織整備のあり方や実行方策について系統組織全体の将来方向を見据えた適切なものとなっているか検討する。

また、単位組合に対する指導の状況を検証し、部門別収益の確保、自己資本の充実等の経営体質の強化及び法令等遵守態勢の強化等の内部統制の確立が図られるような指導を恒常的に行っているか検討する。

### ウ 監査体制の強化

監査士の配置状況、監査実施率、監査士の資質向上のための研修の状況等を検証し、監査体制の充実強化に努めているか検討する。

また、監査報告書の内容、回答書の徴求状況、事後指導の状況等を検証し、監査が適正に行われているか検討する。

## (6) 農業・漁業信用基金協会関係

### ア 保証審査体制の強化

債務保証制度の円滑・適正な運用の観点から、保証審査基準の設定、内部事務処理体制の整備、保証審査担当職員の研修等保証審査の強化に対する取組が行われているか検討する。

### イ 求償権の管理体制の強化

求償権を分類、整理し、内容の把握と迅速な回収策が講じられているか検討する。

## 第6 検査の事後処理

### 1 検査書の交付

#### (1) 検査書の作成

事後確認検査の検査書の構成及び様式は、別記様式1に定めるところによる。

#### (2) 検査書交付の方法

検査書の内容において組合等の運営上重大な事項があると認められる場合又は検査指摘に対する改善意欲が乏しい等問題のある組合等に対しては、代表理事又は常勤理事、経営管理委員会を置く組合にあっては経営管理委員会会长、代表理事又は常勤理事、農林中央金庫にあっては経営管理委員会会长、理事長、副理事長又は理事、子会社にあっては社長又は常勤取締役、受託者にあっては代表理事、常勤理事、

社長又は常勤取締役の出頭を求め、行政担当課長及びその検査を行った検査責任者の立会いの上で、検査書の交付権者（検査・監察部長又は内閣府沖縄総合事務局長）から手交するものとする。

## 2 指導監督部局以外の行政部局への通知

検査で明らかとなった事項のうち、指導監督部局以外の行政部局に通知することがより効率的に是正又は改善が図られると判断されるものがある場合は、当該事項を当該行政部局にも通知するものとする。

## 3 事後確認検査の実施

検査を実施した組合等のうち検査指摘に重要なものがある場合又は改善意欲が乏しい場合は、検査指摘事項の是正又は改善を徹底させるため、事後確認検査を実施するものとする。

# 第7 農林水産省検査報告

農林水産省検査報告の報告事項については、別記様式2（農林水産省検査報告（協同組合検査）様式）によるものとする。

附 則（平成28年4月1日付け27検監第912号大臣官房検査・監察部長通知）  
(施行日)

第1条 この通知の改正は、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第10条に規定する存続中央会（以下「存続中央会」という。）については、この通知による改正前の協同組合検査実施要項の規定は、存続中央会が解散した場合又は改正法附則第27条第1項の規定により解散したものとみなされた場合にあってはその清算結了の登記の時までの間、改正法附則第12条又は第21条の規定による組織変更をする場合にあってはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有するものとする。

附 則（平成28年9月30日付け28検監第697号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、平成28年10月1日から適用する。

附 則（平成29年3月30日付け28検監第1438号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年5月30日付け29検監第327号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、平成29年5月30日から適用する。

附 則（平成29年9月29日付け29検監第789号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、平成29年10月1日から適用する。

附 則（平成29年12月25日付け29検監第1171号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、平成30年1月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日付け29検監第1523号大臣官房検査・監察部長通知）

この通知の改正は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月18日付け30検監第283号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、平成30年5月18日から適用する。

附 則（平成30年6月25日付け30検監第416号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、平成30年6月25日から適用する。

附 則（平成30年8月7日付け30検監第565号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、平成30年8月7日から適用する。

附 則（平成30年12月4日付け30検監第1011号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、平成30年12月4日から適用する。

附 則（平成31年4月1日付け30検監第1475号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月24日付け元検監第209号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、令和元年6月24日から適用する。

附 則（令和2年7月10日付け2検監第254号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、令和2年7月10日から適用する。

附 則（令和2年10月2日付け2検監第455号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、令和2年10月2日から適用する。

附 則（令和2年10月26日付け2検監第559号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、令和2年10月26日から適用する。

附 則（令和2年12月25日付け2検監第742号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、令和2年12月25日から適用する。

附 則（令和3年4月1日付け2検監第1037号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年9月2日付け3検監第446号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、令和3年9月2日から適用する。

附 則（令和3年10月19日付け3検監第582号大臣官房検査・監察部長通知）  
(施行日)

第1条 この通知の改正は、令和3年10月19日から適用する。

(経過措置)

第2条 この通知による改正後の協同組合検査実施要項の規定は、令和3年4月1日以後に開始する検査対象者の事業年度について適用し、同日前に開始する検査対象者の事業年度については、なお、従前の例による。

附 則（令和3年12月1日付け3検監第704号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、令和3年12月1日から適用する。

附 則（令和4年4月1日付け3検監第1027号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年9月30日付け4検監第596号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、令和4年9月30日から適用する。

附 則（令和5年3月28日付け4検監第1104号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、令和5年3月28日から適用する。ただし、第5の1の（6）及び

別添12の第3のIIIに係る改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月1日付け5検監第606号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、令和5年11月1日から適用する。

附 則（令和6年4月1日付け5検監第1026号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年4月1日付け6検監第1069号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年6月5日付け7検監第251号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、令和7年6月5日から適用する。

附 則（令和7年12月25日付け7検監第713号大臣官房検査・監察部長通知）  
この通知の改正は、令和8年1月1日から施行する。